

18ページ、積立金の部分に入りますけれども、「巨額の積立金を保有することについては」という文 章の中で、巨額の積立金が長期的に金融市場へ与える影響の大きさも考慮して検討をしていかなければ いけないという御指摘、御意見をここに記載をさせていただいております。また、新しく項目を起こし、 運用の基本的な事項について記載をするとともに、一番下の「なお」のところで御指摘のありました市 場リスクの高い株式投資は行うべきではないという御意見、あるいは市場運用を行うのであれば、運用 結果について厳しく検証を行るべきであるという御意見を記載をさせていただいております。

19ページ、「経済前提等」のところでは、まず再計算に用いる経済前提につきまして、前々回御報告 のありました資金運用分科会で推計された賃金・運用利回りについての見込み、ケース1、2、3とあり ましたけれども、これを基本として考えることが適当であるという部分と、人口推計の部分を書き分け をさせていただきまして、人口推計につきましては国立社会保障・人口問題研究所の中位推計が適当 というよりも、中位推計とともに併せて厳しい見通しの推計、あるいは改善した場合の推計も示してい くことが適当だという表現で記載をさせていただいております。

次の、国庫負担2分の1への引上げでございますけれども、財源につきましては審議会の御議論のニ ュアンスをより反映する表現にならないかということで、消費税の税率引上げによらざるを得ないので はないかという御意見、あるいは、年金課税や相続税等の見直しによる税収を併せて活用すべきとの 意見があったということをまず書き出して、その次に、また歳出の徹底的な見直しにより対応すべきとの 御意見があったことを記載しております。なお書きで、消費税は逆進性が強く不適当との御意見があつた というように整理をさせていただいております。

次に、前回は支え手を増やす方策ということでございましたが、総論部分の修正と同じように、社会 保障審議会の整理と並びを同じようにさせていただきまして、「多様な働き方への対応・次世代育成 支援」とさせていただいております。文中もそれに沿った表現で変えさせていただいておりまして、例 えば、女性や高齢者をはじめ働く意欲を持つ者が多様な形で働き、その能力を発揮できる社会を構築し ていくべきであるという表現で記載をさせていただいております。20ページにかけましても、そのよ うな表現の整理をさせていただいております。短時間労働者の部分につきましても、「年金制度につい ても、短時間労働者等の急速な増加や、雇用の流動化などに対応して、被用者としての年金保障の充 実を図るとともに、個人の働き方の選択や企業の雇用形態の選択に対してより中立的な制度とすることに より」という表現にさせていただいております。

この部分でも支え手を増やすという表現を少し表現を変えるとともに、「このような働き方の多様化 への対応」の部分で、基本的には適用拡大を行うべきであるということと、その際に、短時間労働者が 多く就労する産業・企業への影響等に十分配慮して、慎重に検討すべきであること、あるいは、保険料 負担の増大について、経過措置等一定の配慮を行うべきであるということを記載をさせていただいてお ります。21ページにつきましては、その際の、5人未満の個人事業所及び任意適用業種への適用の在り 方や方法について、まず検討すべきであるという御指摘を記載をさせていただいております。「また、 年金財政全体への影響も十分検討すべき」と、8月末に本部会に出させていただいた全体の影響の数字 等を踏まえての検討ということを記載させていただいております。

高齢者の関係のところは、22ページにかけまして変更ございません。

23ページも、派遣労働者と失業者、あるいは次世代育成の部分は、表題に沿いまして、3番と4番の 順番を入れ替えさせていただいたということでございます。

24ページの部分「女性と年金」の部分の表現でございますが、前回の御指摘やその後いただいた御意 見を踏まえまして、最初の総論の部分ですが、その部分から次のページの「(2) ライフコースの多様

化と世帯モデル」に至る間を、女性と年金全体の視点ということで整理をさせていただいておりまして、3号問題、遺族年金問題、離婚の年金問題を通じた検討を行う際の共通の視点ということで書き出しをしております。その後で、前回は3号の見直しの部分に書き出しておりました男女の雇用格差の現状や将来をどう見るかということで、①、②、③というような観点の違いがある、考え方の違いがあるということをここで総論として書かせていただいております。

25ページ、「さらに、女性と年金の問題は」というところですが、これは前回も総論のところに記載がございましたが、個人単位と世帯単位、応能負担と応益負担という、年金制度の基本に関わる問題でもあるので、こういう将来の展望を持った改革を行うということも記載をさせていただいております。

「いずれにしても」という部分でございますが、これも3号のところにだけ書いてあった内容でございますけれども、第3号被保険者制度や遺族年金、離婚時の年金等に共通の検討の視点として、この部分に書かせていただいております。社会保障審議会の意見や基本方針2003で示されたように、生き方、働き方に中立的であることが求められており、男女格差なく働ける社会が現実のものとなることを前提に、できるだけ一人ひとりが負担能力に応じて保険料を納め、その拠出に応じた給付を受ける仕組みとなることが望ましいということです。この内容は前回、記載をさせていただいた部分ですが、第3号被保険者制度や遺族年金の見直し、離婚時の年金分割等について検討を進めるに当たっては、このような将来の展望の下に、ライフコースを通じて相互に整合性の取れた見直しの観点に立って議論を進めるべきだという御指摘がございましたので、まず総論的な視点として書き出しをさせていただいております。

その次、個別の分野の「ライフコースの多様化と世帯モデル」ということでございますけれども、26ページの「この点については、男女を通じて」の部分でございますが、働き方が多様化している中で、片働きではなくて、共働きや単身を含めた複数の世帯類型を併せてみていくことが妥当であるという表現とさせていただいております。

次に、第3号被保険者制度の部分でございますが、夫と妻というような表現のところを、御指摘を踏まえた表現に変えさせていただいております。26ページの一番下の方でございますけれども、これは前回記載をした部分でございますが、基本的にはこの第3号被保険者制度の全体の見直しの部分で、基本的には短時間労働者の適用等によって、第3号被保険者を縮小していく方向性については一致したという部分をまず書かせていただいております。その上で、27ページの「年金分割案」の部分ですが、これは内容的には前回のように記載させていただいておりまして、最後の方でこれに対する、離婚しない大多数の夫婦にとって意味が余りないのではないかという御意見、あるいは、3号に限定したわけではなくて、共働き世代等についても分割を検討していくべきではないかという御意見、婚姻継続中の分割については必要性等問題があるのではないかというような御意見を、それぞれ書かせていただいております。28ページで、「負担調整案」につきましては、御指摘あった点で漏れておりました事業主の負担や保険料徴収の問題について書かせていただいております。給付調整案は特に変えておりません。「本部会においては」という部分で、3号部分のまとめとして将来を展望し、ライフコースの多様化に対応できる方向で見直しに取り組むべきであるという意見が多かったという表現を記載をさせていただいております。また、ライフコースの多様化に対応できる方向ということと関連しますが、前回御指摘がありましたように、人生の上で被扶養、第3号被保険者期間というのはだれにも生じるものであるという視点に立って、1号、2号と3号が対立するものであるかのようにとらえるのではなくて、この多様な選択と移行に年金制度も柔軟に対応していくことを基本に見直しを進めるべきであるという御意見を「その見直しに当たっては」という部分に、記載させていただいております。

29ページの「遺族年金」の部分につきましても、「この見直しに当たっても、前述のような」とあり

ますが、同じように共通の視点から取組を進めていくべきであるということを記載をさせていただいております。「高齢の遺族配偶者に対する年金給付」の問題につきましては、少し表現を追加した程度でございます。一番下の方で、片働きの場合の死亡した被保険者の老齢厚生年金の4分の3と、共働きの場合の2分の1で遺族年金額が同一にならないということで、例えば5分の3というような一定割合とすることについて御指摘がありました。また、この一定割合というのは男女の雇用の格差が解消するまでの経過的なものとして考えられるとの御意見があつたことを記載をさせていただいております。

30ページ「若齢期の妻等に対する年金給付」の問題でございますが、ここは男女格差の制約がある中の見方だという言葉を追加させていただくとともに、「支給要件における男女差」の部分でございますが、一方の部分で御指摘のありました若年層に現れている格差の縮小の動向を踏まえて、見直しすべきであるという御意見、生計維持要件の収入基準を見直していくのであれば、支給要件を絞る方向で男女差を速やかに解消していくべきという御意見があつたことを記載をさせていただいております。

次のページの「離婚時の年金分割」の部分は言葉をやや正確に記載させていただきましたが、大きな変更はございません。32ページにかけて、言葉の点だけでございます。

「6. 障害年金」の部分でございますが、2つ目の「○」で、年金を受給していない障害者の所得保障の問題につきましては、障害者基本計画、閣議決定の内容をより正確に全部を引くということで、全部を記載をさせていただいております。

「被用者年金の一元化」の部分は、特に変えておりません。

33ページ「企業年金等」の部分でございますが、これは最初の「○」の「企業年金等の役割」のところで、13年に確定給付企業年金、確定拠出年金の制度の創設等の大きな改革があり、この改革の着実な進展を図ることがます重要であるという点を記載をさせていただくとともに、その次に、現下の状況にかんがみ、厚生年金基本制度の改革を急ぐ必要があるということで、次の「厚生年金基金制度」についての問題点の指摘等につなげる形で記載をさせていただいております。

34ページの方の、真ん中辺から下の「確定給付企業年金制度」の中で、ポータビリティの部分でございますけれども、その確保につきまして、厚生年金基金連合会の活用によるということを例示として置かせていただいております。

次の35ページの方でございますが、「企業年金等に係るその他の論点」ということで、特別法人税の部分で、課税原則の考え方を付記をするという御意見を受け、そこに課税原則の考え方を記載をさせていただいております。

35ページ以降の、最後の「公的年金制度の運営」でございます。ここにつきましては、36ページの下段の④の最後の方、強制徴収、徴収の徹底化を図るという部分で、「なお」としまして御意見があつた点、保険料と税の一体的な徴収について検討すべきであるとの御意見を記載させていただいております。

一番下の方で、国民年金保険の社会保険料控除の際の確認等と併せて、御意見として国民健康保険の被保険者証の取得・更新の際に国民年金保険料の納付実績等の提出等の義務づけを検討すべきではないかと御意見があつたことを記載をさせていただいております。

37ページ「（2）制度の理解を深めるための取組」の真ん中辺で、御指摘のありました、社会保険事務所がより的確で丁寧に相談、情報提供等に努力すべきという点を記載させていただいております。ポイント制導入につきまして、御指摘のありました個人の情報提供の在り方や費用等の留意点も踏まえて検討すべきであるという点を記載をさせていただいております。さらに、その後の御指摘にありました、学校教育での年金制度等についての教育の必要性、重要性についての指摘の点を記載をさせていただい

ております。

最後に「福祉施設等」の部分でございますが、一番最後になりますが、還元融資の在り方につきましては、13年12月の閣議決定をより正確に引かせていただきまして、年金政策上の被保険者還元融資の在り方については、更に検討すべきであるという文言を記載をすべきという御意見を受けて、このように記載をさせていただくとともに、これに対して特殊法人改革の趣旨から慎重を期すべきという御意見もあったということも記載をさせていただいております。

以上が変更点の概要でございます。よろしくお願ひいたします。

○宮島部会長

ありがとうございました。意見書の最終的なスタイルをどうするかというのは、いろいろ考え方はあるだろうと思います。特に少し審議会の在り方等の考え方方が変わってから、御存知かと思いますけれども、社会保障審議会であれ、ほかの方であれ、いろいろな意見を書くときに、例えば、社会保障審議会ではたしか最後にその他指摘のあった事項というようにまとめて書くというスタイルもあったかと思いますが、私としてはできるだけ皆さんのお見に濃淡はあるかもしれないけれども、本文に書き込んでいくかと思っております。何か、別扱いのような形にはしたくないということで、本文の中になるべく御意見を取り入れながら、全体の議論の様子が見えやすいようにしておきたいということでございまして、最終的にこういうスタイルを取ることにいたしました。

それで、ただいま修正点の説明がございましたけれども、これから特に委員の方々から、この意見書の表現等を含めて、この文案の修正を求める意見があるかも知れません。一緒になって混同するかもしれません、そこは皆さんの方ではっきりしていただいて、意見の文案そのものの修正ではないけれども、内容、意味するところについて少し確認をしたいというように、幾つか御意見なりあると思いますので、これからそれを順次伺っていきたいと思います。

なお、大変申し訳ありませんが、もし「てにをは」等についても何かございましたら、御指摘いただければ大変ありがたいと思いますので、その点も含めまして、これから御意見をいただきたいと思います。

どうぞ、どなたからでも結構でございますので。矢野委員、どうぞ。

○矢野委員

一つ意見と一つ確認を申し上げたいと思います。

まず9ページの「事実の確認として、まず第1に、」それから「第2に」という御説明について、世代別の給付と負担の比率における試算結果というのは、割引率の用い方によって影響が出るという記述であります。こうした事情を考慮したとしても、少なくとも世代間の格差を解消しようとする課題が解決されたわけではないと思う。今回の制度改革での一番大きな課題は、世代間の不公平を是正することですので、そういう意味で少し焦点をぼやかしているのではないかという懸念を持つわけです。現在の年金制度が抱えている問題について、正しい情報を国民に伝えているのか。これで十分なのかという疑問が残ります。

第2点は、確認ですが、12ページの一番最後から、最終的な保険料水準について記述されておりますが、私どもは一貫して最終的な保険料水準は現行の13.58%を極力上回らないものにすべきだと申し上げております。今回の制度改革で最終的な保険料水準が法定された場合、同時に、あるいはその後の制度改革において、基礎年金の国庫負担割合が2分の1になり、更にもっと税負担の部分が増えることになった場合には、最終的には私どもは全額税方式を主張しておりますが、それに見合って保険料水準が引き下がることになると理解してよろしいか。

これを確認したいと思います。

それから、大変難しい議論を部会長のリーダーシップで、こうしてまとめていただいた御尽力に対して、心からお礼申し上げたい。

○宮島部会長

矢野委員から2つございまして、後半の方で確認のところから、お願ひいたします。

○木倉年金課長

後半の方の御指摘のありました最終保険料率、仮の話ということでなかなか難しい点でございますが、最終保険料率をまず法定をし、その後の議論等で後から国庫負担の割合を引き上げる、あるいは、全額税方式することとなった場合には、先に法定した最終保険料率がその分だけ見直しをされて引き下がるのかという御指摘でございます。これは仮定の議論ですので難しいところがありますが、同じような問題として、国庫負担割合が3分の1から2分の1に引き上がるということを前提に、我々も試算等を示したり、考え方を示してきておりますけれども、これはそのときにも保険料はその分低く抑制ができるということで示しております。保険料とその税負担の部分、税に振り替わった部分を併せた制度全体の収入は原則変わらないわけでございますので、2分の1になった場合に保険料は低く見直しがされるという場合を示したわけでございます。一方で、トータルの収入が同じでございますから、給付水準の見直しの必要性は変わらないというふうなことでお示しをしてきているものでございます。

ですから、それと同じように今、御指摘のような保険料負担を軽減するということで税負担が更に増えるというような合意がされましたならば、その分保険料は見直していくと、最終保険料率も見直していくことになるのだろうというふうに思います。

○宮島部会長

今後、年金制度をめぐって、更にさまざまな議論が出てくることには、触れてございまして、その中でどういう制度設計をしていくのかということにつきましては、今の段階でやや具体的な話をここですることは難しいとは思いますけれども、これは今後の検討課題としては含まれているというのが私の解釈でございます。

2番目の点につきましては、先日も委員の方から御指摘がございまして、見る際の留意事項として主に書いて、今後の出生率の低下、あるいは平均寿命の伸びという中で、むしろ現役世代に一方的に負担を求めるだけでなく、痛みを分かち合うというメッセージを一度ここで送るという形になっております。

こういうような書き方になっておりますけれども、要するにいろいろ見方はあるけれども、やはり今後の、特に人口の大きな傾向的な変動の中では、世代間の公平というものについて、その改善を図るということが必要なのだということは、ここの中で触れているというふうに理解しております。むしろ、この部会の議論では、例えば、今、70歳代の人と20歳代の人とを比較するという意味が、どういう点に留意して見る必要があるかという見方をこの辺で強調したということはありますので、そのように受け止められるかもしれませんけれども、むしろ、このメッセージ、更には初めの方に今回の議論で取り上げた年金課税ですか、既裁定年金に対する調整ということを初めの方で痛みを分かち合う形で取り上げております、これについては恐らく委員の方々からも余り異論がなかったと思います。そういう点でこの点についてはお読みいただければと、私は思っております。若杉委員、どうぞ。

○若杉委員

中座させていただきますので、ちょっとごあいさつだけ申し上げます。今日、まとめていただいたこの案で、私は結構だと思います。この間、部会長及び部会長代理がとりまとめてくださったことに心からお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。